

令和7年由仁町議会第2回臨時会 第1号

令和7年5月15日（木）

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
 - 1、会務報告
 - 2、例月出納検査報告
- 4 承認第 1号 専決処分した事件の承認について（由仁町税条例の一部を改正する条例の制定について）
- 5 承認第 2号 専決処分した事件の承認について（令和6年度由仁町一般会計補正予算について）
- 6 議案第 1号 三川本通り線道路改築工事請負契約の締結について
- 7 議案第 2号 財産の取得について
- 8 議案第 3号 財産の取得について
- 9 議会改革推進 議会改革推進特別委員会報告書について
特別委員会
報告第 1号
- 10 常任委員会委員の選任について
- 11 議会運営委員会委員の選任について
- 12 会議案第1号 議会広報特別委員会の設置について
- 13 議席の変更指定について

○追加日程

- 14 議長の常任委員会委員辞任について
- 15 議会運営委員会の閉会中の審査について

○出席議員（9名）

議長	9番	後藤篤人君	副議長	8番	早坂寿博君
	1番	浮田孝雄君		2番	加藤重夫君
	3番	東貴之君		4番	大畠敏弘君
	5番	野市裕司君		6番	佐藤英司君
	7番	中村隆浩君			

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町		長	松	村	諭	君
副	町	長	田	中	利	行
教	育	長	石	井		洋
代	表	監	吉	田	弘	幸
総	務	課	青	木	祐	次
地	域	活	青	山	裕	志
住	民	課	河	合	高	弘
産	業	振	関	澤	和	之
保	健	福	三ヶ	田	恵	理
建	設	水	中	道	康	彦
会	計	管	秋	山	健	一
町	立	診	桐	越	佳	世
教	育	課	大	塚	郁	代
農	業	委	泉		陵	平
員	会	事				君
務	務	局				君
長						君

○出席事務局職員

局		長	野	島	健	君
主		事	土	谷	練	君
主	事	補	荒	井	日	奈
						君

◎開会 午前 9時32分

◎開会の宣告

- 議長（後藤篤人君） ただいまの出席議員は全員出席です。
よって、令和7年由仁町議会第2回臨時会は成立いたしましたので、開会いたします。

◎開議の宣告

- 議長（後藤篤人君） これから本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付したとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（後藤篤人君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、4番 大島君、5番 野市君を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定

- 議長（後藤篤人君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。
お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（後藤篤人君） ご異議なしと認めます。
したがって、会期は本日1日限りとすることに決定いたしました。

◎日程第3 諸般の報告

- 議長（後藤篤人君） 日程第3、諸般の報告を行います。
初めに、1の会務報告をいたします。会務報告は、お手元に配付したとおりです。御覧おきます。
次に、2の例月出納検査報告をいたします。監査委員から令和6年度2月分、3月分の由仁町各会計月出納検査結果の報告がありましたので、お手元に配付したとおりです。御覧おきます。
以上で日程第3、諸般の報告を終わります。

◎日程第4 承認第1号

- 議長（後藤篤人君） 日程第4、承認第1号 専決処分した事件の承認について（由仁町税条例の一部を改正する条例の制定について）を議題といたします。
町長から提案理由及び内容の説明を求めます。
町長

○町長（松村 諭君） 承認第1号、由仁町税条例の一部を改正する条例を専決処分した事件の承認について、提案の理由を申し上げます。

このたびの提案は、令和7年度税制改正に対応するため条例の一部を改正する必要が生じたことから、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行いましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を得ようとするものであります。

内容につきましては、住民課長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（後藤篤人君） 住民課長

○住民課長（河合高弘君） 承認第1号、専決処分した由仁町税条例の一部を改正する条例の制定について、内容の説明をいたします。

このたびの改正は、地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴い所要の改正を行ったものであり、本年4月1日の施行日に間に合わせるため、本年3月31日に専決処分し、同日公布したものであります。

説明は新旧対照表で行いますが、改正内容を簡略化して一覧にしたものを承認第1号資料1としてお手元に配付をしております。

それでは、承認第1号資料の2、新旧対照表を御覧ください。右側が改正前、左側が改正後であります。1ページを御覧ください。第36条の2及び第63条の2に関する改正は、引用しております行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴う項ずれを修正したものであります。同じく、この項ずれは新旧対照表3ページの第89条第2項、5ページの第139条の3、第149条の改正においても同様の理由により項ずれを修正したものであります。

続いて、2ページを御覧ください。第82条及び3ページを御覧ください。第89条は軽自動車税種別割の税率減免についてで、軽自動車税種別割の見直しに伴う税率の区分変更に伴う改正であります。

続いて、第90条の改正は、文言整理と4ページを御覧ください。第2項、第3項はマイナ免許証の運用開始に伴う減免申請時における規定の整備であります。

5ページを御覧ください。附則ですが、第1条は施行期日で、この条例は、令和7年4月1日から施行するものでございます。

6ページを御覧ください。第2条は固定資産税、第3条は軽自動車税に関する経過措置で、改正後の条例の規定は、令和7年度以後の年度分について適用し、令和6年度分までについては、なお従前の例によるものとするものです。

以上で説明を終わります。

○議長（後藤篤人君） 内容の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（後藤篤人君） 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（後藤篤人君） ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

承認第1号 専決処分した事件の承認について（由仁町税条例の一部を改正する条例の制定について）は、承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（後藤篤人君） ご異議なしと認めます。

したがって、承認第1号は承認することに決定いたしました。

◎日程第5 承認第2号

○議長（後藤篤人君） 日程第5、承認第2号 専決処分した事件の承認について（令和6年度由仁町一般会計補正予算について）を議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長（松村 諭君） 承認第2号、令和6年度由仁町一般会計補正予算を専決処分した事件の承認について、提案の理由を申し上げます。

このたびの補正は、地方交付税及び地方消費税交付金など歳入の確定に伴うものであります。

歳入が確定したことによりまして、歳出はふるさと基金積立金などを増額するものであり、承認第1号と同様の理由により議会の承認を得ようとするものであります。

内容につきましては、副町長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（後藤篤人君） 副町長

○副町長（田中利行君）

「記載省略」

○議長（後藤篤人君） 内容の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（後藤篤人君） 質疑はないものと認めます。
討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（後藤篤人君） ご異議なしと認めます。
これから採決を行います。
承認第2号 専決処分した事件の承認について（令和6年度由仁町一般会計補正予算について）は、承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（後藤篤人君） ご異議なしと認めます。
したがって、承認第2号は承認することに決定いたしました。

◎日程第6 議案第1号

○議長（後藤篤人君） 日程第6、議案第1号 三川本通り線道路改築工事請負契約の締結についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長（松村 諭君） 議案第1号 三川本通り線道路改築工事請負契約の締結について、提案の理由を申し上げます。

三川本通り線道路改築工事につきましては、4月28日に入札を執行いたしました。その結果、契約の相手方が決まりましたので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条に基づき、提案したところであります。

内容につきましては、建設水道課長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（後藤篤人君） 建設水道課長

○建設水道課長（中道康彦君） 議案第1号 三川本通り線道路改築工事請負契約の締結について、内容の説明をいたします。

このたびの提案は、一般会計予算に措置しております補助道路新設改良について次のとおり工事請負契約を締結しようとするものであり、法令の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

契約の目的は、三川本通り線道路改築工事です。契約の方法は、別紙議案第1号資料のとおり4者による指名競争入札で、第1回目の落札です。なお、議案資料の入札金額につきましては、消費税及び地方消費税額を除いた金額であります。契約の金額は7,271万円です。なお、落札率は97.0%です。契約の相手方は、夕張郡由仁町北栄133番地、喜多村建設株式会社代表取締役、渡辺泰弘です。

工事概要であります。工事場所は由仁町三川旭町、工事延長は179メートル、工事幅員7.5メートル、有効幅員は5.5メートルであります。

議決をいただきましたら直ちに本契約を締結し、完成は本年12月1日を予定しております。

以上で内容の説明を終わります。

○議長（後藤篤人君） 内容の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（後藤篤人君） 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（後藤篤人君） ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第1号 三川本通り線道路改築工事請負契約の締結については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（後藤篤人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第2号

○議長（後藤篤人君） 日程第7、議案第2号 財産の取得についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長（松村 諭君） 議案第2号 財産の取得について、提案の理由を申し上げます。

小型ロータリー除雪車の購入につきましては、4月14日に入札を執行いたしました。その結果、契約の相手方が決まりましたので、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条に基づき提案したところであります。

内容につきましては、建設水道課長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（後藤篤人君） 建設水道課長

○建設水道課長（中道康彦君） 議案第2号 財産の取得について、内容の説明をいたします。

このたびの提案は、一般会計予算に措置しております小型ロータリー除雪車の購入につきまして、法令の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

取得する財産の名称、型式及び数量は、小型ロータリー除雪車、HK133V、1台です。

取得の目的は、除雪機械の増車です。

契約の方法は、別紙議案第2号資料のとおり4者による指名競争入札を行い、第1回目の落札であります。

取得価格は4,268万円です。なお、落札率は97.3%です。

購入の相手方は、岩見沢市幌向北1条2丁目580番地、開発工建株式会社代表取締役、奈良和樹です。

議決をいただきましたら直ちに本契約を締結する予定であり、納入期限は令和8年3月10日であります。

以上で内容の説明を終わります。

○議長（後藤篤人君） 内容の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（後藤篤人君） 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（後藤篤人君） ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第2号 財産の取得については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(後藤篤人君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第3号

○議長(後藤篤人君) 日程第8、議案第3号 財産の取得についてを議題といたします。

町長から提案理由及び内容の説明を求めます。

町長

○町長(松村 諭君) 議案第3号 財産の取得について、提案の理由を申し上げます。

除雪ドーザーの購入につきましても議案第2号の財産と同日に入札を執行したところであり、同議案と同様の理由により提案した次第であります。

内容につきましては、建設水道課長に説明させますので、ご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長(後藤篤人君) 建設水道課長

○建設水道課長(中道康彦君) 議案第3号 財産の取得について、内容の説明をいたします。

このたびの提案は、一般会計予算に措置しております除雪ドーザーの購入につきましても、法令の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

取得する財産の名称、型式及び数量は、除雪ドーザー、WA270-8、1台です。

取得の目的は、除雪機械の更新です。

契約の方法は、別紙議案第3号資料のとおり4者による指名競争入札を行い、第1回目の落札であります。

取得価格は、2,665万3,000円です。なお、落札率は70.3%です。

購入の相手方は、砂川市空知太東1条6丁目1番19号、コマツカスタマーサポート株式会社北海道カンパニー砂川支店支店長、石岡弘樹です。

議決をいただきましたら直ちに本契約を締結する予定であり、納入期限は令和8年3月10日であります。

以上で内容の説明を終わります。

○議長(後藤篤人君) 内容の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（後藤篤人君） 質疑はないものと認めます。

討論はないものと思いますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（後藤篤人君） ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第3号 財産の取得については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（後藤篤人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議会改革推進特別委員会報告第1号

○議長（後藤篤人君） 日程第9、議会改革推進特別委員会報告第1号、議会改革推進特別委員会の委員長の報告を求めます。

早坂君

○8番（早坂寿博君） 議会改革推進特別委員会報告。

本特別委員会は、令和6年9月18日開会の由仁町議会第3回定例会において設置され、議会改革の推進について審査を行うこととしましたが、その審査を終了しましたので、由仁町議会会議規則第77条の規定により報告します。

本特別委員会は、議長を除く8名で構成し、令和6年11月6日、11月27日、12月13日、令和7年1月17日、2月20日、3月28日と計6回開催し、議会の活性化に向けてペーパーレス（IT化）、広報常任委員会の設置、議員報酬の在り方の3点を課題として捉え、審査を行ったところであり、その経過及び結果は次のとおりであります。

1、ペーパーレス、IT化への取組について。本課題について、タブレット機器の導入を主眼に置いて前提条件、費用対効果、課題の整理などの検証を行いました。タブレット機器の導入に関しては、導入経費や運用経費に対して目に見える大きな効果が期待できないことに加え、現在の議員の年齢構成や議員間において機運が高まっていないことなどを踏まえ、タブレット機器の導入は時期尚早であると本特別委員会として判断をしたものであります。しかしながら、脱炭素化やデジタル化、DXの推進など時代背景を鑑みると、議会としても社会的役割を果たさなければならないことは当然であり、現在個人の所有ではありますが、議員全員が携帯電話からスマートフォンに移行している現状から、これまで使ってきたファクシミリによる情報伝達は廃止することを基本として、無料のソフト等を活用しながら情報伝達や情報共有、スケジュールの管理など着手できることを順次進め、

少しでもペーパーや郵送料の削減、議会の業務効率化に努めることとします。

2、広報常任委員会の設置について。開かれた議会を目指すため、課題の一つとして広報常任委員会の設置について前提条件、費用対効果、課題の整理などの検証を行いました。新たに常任委員会を設置することにより一定の広報活動の充実は見込まれるものの、常任委員会化が必然ではないことや委員長報酬の増加が条件となること、また併せて検証を進めた広聴活動の充実化については時間をかけた研修が必要であると判断されることなどを踏まえ、本特別委員会としては現状の組織を基本に広報活動を継続することとしたものであります。なお、開かれた議会を目指すことは言うまでもなく、広報はもとより広聴部門についても継続的に視察や研修を重ねながら技術の向上に努めることとします。

3、議員報酬の在り方について。当町議会議員報酬額は町財政状況の悪化により過去約20年間本則の改正がされていないことや議員の成り手不足解消に向けた全国町村議会議長会の動きなどの現状を確認するとともに、議員報酬の推移、全国標準との比較、空知管内の比較、議員報酬のみの問題として捉えるかなどに視点を置いて検証を行いました。結果として、現行の当町議会議員報酬の水準は、他町議会と比較して極端に差があるものではないと判断するものの、今後、全国的に町村議会の議員報酬の水準が上昇することも考えられることから、引き続き全国町村議会議長会の動きや他地域内の情勢などを注視し、必要に応じて検討すべきものと本委員会としては判断したものであります。なお、町長、特別職の給料、その他の行政委員会委員等非常勤特別職の報酬についても議会議員報酬同様この約20年間検討がなされていないのが現状であり、議会議員の成り手不足同様、人口減少が進む中、各委員会等を構成する委員の確保も重要な課題であると捉えるところであり、また、人件費を極端に抑制してきた一時期と比較すると当町の財政状況も改善している実態を踏まえ、町では報酬審議会を設置するなどしながら、町全体に関わる報酬額等の妥当性について審査を進める必要があるのではないかとすることを意見として付け加え、本委員会の報告とするものであります。

以上、特別委員会の報告とします。

○議長（後藤篤人君） 以上で議会改革推進特別委員会報告を終わります。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時05分

再開 午前10時15分

○議長（後藤篤人君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

◎日程第10 常任委員会委員の選任について

○議長（後藤篤人君） 日程第10、常任委員会委員の選任についてを議題といたします。

議会常任委員会委員の任期は、委員会条例第3条の規定により2年とされ、後任者が選任されるまでの間、在任することとなっております。このたび2年の任期を経過したこと

から、本日新たに選任するものであります。

お諮りいたします。委員会条例第7条第4項及び会議規則等運用例第65条の規定によって、常任委員の選任はあらかじめ議長が調整の上、会議に諮って指名することとなっておりますので、議長において委員会構成について一任させていただきたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(後藤篤人君) ご異議なしと認めます。

したがって、議長において委員会構成をすることに決定いたしました。

常任委員会委員の選定については、総務産業常任委員会委員といたしまして浮田君、加藤君、東君、大島君、野市君、佐藤君、中村君、早坂君、私後藤、以上のおり指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(後藤篤人君) ご異議なしと認めます。

したがって、指名いたしましたとおり総務産業常任委員会委員に選任することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時17分

再開 午前10時18分

○副議長(早坂寿博君) 休憩を閉じ、前段に引き続き会議を開催いたします。

◎日程の追加及び日程の順序変更

○副議長(早坂寿博君) ただいま議長から、総務産業常任委員会委員を辞任したい旨の申出がありました。

お諮りいたします。議長の総務産業常任委員会の辞任の件を日程に追加し、追加日程第14として日程の順序を変更し、直ちに議題といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長(早坂寿博君) ご異議なしと認めます。

よって、議長の総務産業常任委員会の辞任の件を日程に追加し、追加日程第14として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

暫時休憩します。

休憩 午前10時19分

再開 午前10時20分

○副議長（早坂寿博君） 休憩を閉じ、前段に引き続き会議を再開いたします。

◎追加日程第14 議長の常任委員会委員辞任について

○副議長（早坂寿博君） 追加日程第14、議長の総務産業常任委員会の辞任の件を議題といたします。

総務産業常任委員会委員に選任されました議長から、常任委員を辞任したい旨の申出がありました。

議長は、その職責上、どの委員会にも出席する権限を有しているほか、可否同数の際における裁決権など議長固有の権限を考慮するとき、委員会の委員として所属することは適当でなく、また行政実例でも議長については辞任を認めるところでありますので、総務産業常任委員会委員を辞任したいとするものであります。議長の辞任について許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（早坂寿博君） ご異議なしと認めます。

したがって、議長の総務産業常任委員会委員の辞任については許可することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時21分

再開 午前10時22分

○議長（後藤篤人君） 休憩を閉じ、前段に引き続き会議を再開いたします。

これから休憩いたしますので、休憩中に総務産業常任委員会を開催し、委員長及び副委員長の互選を行い、その結果を議長まで報告願います。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時23分

再開 午前10時31分

○議長（後藤篤人君） 休憩を閉じ、前段に引き続き会議を再開いたします。

休憩中に総務産業常任委員会において委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果が

議長の手元に参りましたので、報告いたします。

総務産業常任委員会委員長に佐藤英司君、副委員長に中村隆浩君であります。

以上のとおり互選された旨の報告をいたします。

◎日程第11 議会運営委員会委員の選任について

○議長（後藤篤人君） 日程第11、議会運営委員会委員の選任についてを議題といたします。

議会運営委員会委員の任期は、委員会条例第3条の規定により2年とされ、後任者が選任されるまでの間在任することとなっております。このたび2年の任期を経過したことから、本日新たに選任するものであります。

お諮りいたします。委員会条例第7条第4項及び議会規則等運用例第66条及び議会運営委員会内規第3条の規定によって、議会運営委員会委員の選任はあらかじめ議長が調整の上、会議に諮って指名することになっておりますので、議長において委員会構成について一任させていただきたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（後藤篤人君） ご異議なしと認めます。

したがって、議長において委員会構成をすることに決定いたしました。

議会運営委員会委員の選任については、加藤君、東君、大島君、佐藤君、早坂君、以上の5名を指名いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（後藤篤人君） ご異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしましたとおり議会運営委員会委員に選任することに決定いたしました。

これから休憩いたしますので、休憩中に議会運営委員会を開催し、委員長及び副委員長の互選を行い、その結果を議長まで報告願います。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時34分

再開 午前10時43分

○議長（後藤篤人君） 休憩を閉じ、前段に引き続き会議を再開いたします。

休憩中に議会運営委員会において委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果が議長のもとに参りましたので、報告いたします。

議会運営委員会委員長に加藤重夫君、副委員長に東貴之君であります。

以上のとおり互選された旨の報告をいたします。

◎日程第12 会議案第1号

○議長（後藤篤人君） 日程第12、会議案第1号 議会広報特別委員会の設置についてを議題といたします。

事務局長に会議案の朗読をさせます。

○事務局長（野島 健君） 会議案第1号 議会広報特別委員会の設置について。

由仁町議会委員会条例第5条第1項の規定によって、議会広報特別委員会を設置する。

令和7年5月15日提出。提出者、由仁町議会議員、加藤重夫、賛成者、由仁町議会議員、佐藤英司。

「記載省略」

○議長（後藤篤人君） お諮りいたします。

本会議案につきましては、提案理由の説明、質疑及び討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（後藤篤人君） ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

会議案第1号 議会広報特別委員会の設置については、原案のとおり設置することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（後藤篤人君） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり設置されました。

ただいまの議会広報特別委員会の設置議決によって、これから引き続き議会広報特別委員会委員の指名を行います。

委員会条例第7条第4項及び議会規則等運用例第66条第1項の規定によって、委員の選任は会議に諮って議長が指名することになっておりますので、議長において委員会構成について一任させていただきたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（後藤篤人君） ご異議なしと認めます。

したがって、議長において委員会構成をすることに決定いたしました。

議会広報特別委員会委員の選任については、東君、大畠君、野市君、佐藤君、中村君、以上の5名を指名いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（後藤篤人君） ご異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしましたとおり議会広報特別委員会委員に選任することに決定いたしました。

これから休憩いたしますので、休憩中に議会広報特別委員会を開催し、委員長及び副委員長の互選を行い、その結果を議長まで報告願います。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時46分

再開 午前10時54分

○議長（後藤篤人君） 休憩を閉じ、前段に引き続き会議を再開いたします。

休憩中に議会広報特別委員会において委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果が議長の手元に参りましたので、報告いたします。

議会広報特別委員会委員長に佐藤英司君、副委員長に野市裕司君であります。

以上のとおり互選された旨の報告をいたします。

◎日程第13 議席の変更指定について

○議長（後藤篤人君） 日程第13、議席変更指定を行います。

会議規則第4条第3項の規定により、議席の変更指定をいたします。会議規則等運用例第9条の規定により、副議長席は8番、議長席は9番と決まっておりますので、1番から7番までを指定いたします。

各議員の議席番号と議員名を事務局長に朗読させます。

○事務局長（野島 健君） 議席の変更指定を申し上げます。

1番、中村隆浩議員、2番、東貴之議員、3番、野市裕司議員、4番、大畠敏弘議員、5番、加藤重夫議員、6番、浮田孝雄議員、7番、佐藤英司議員。

以上でございます。

○議長（後藤篤人君） ただいま朗読しましたとおり、議席を指定いたしました。

議席につきましては、次に招集される議会からただいま指定いたしました席にご着席願います。

暫時休憩します。

休憩 午前10時56分

再開 午前10時56分

○議長（後藤篤人君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

◎日程の追加

○議長（後藤篤人君） 休憩中に先ほど決定した議会運営委員長から議会運営委員会の閉会中の審査について申出がありました。

議会運営委員会の閉会中の審査についてを日程に追加し、追加日程第15とし、直ちに議題といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（後藤篤人君） ご異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員会の閉会中の審査についてを日程に追加し、追加日程第15として直ちに議題とすることに決定いたしました。

暫時休憩します。

休憩 午前10時57分

再開 午前10時58分

○議長（後藤篤人君） 休憩を閉じ、前段に引き続き会議を再開いたします。

◎追加日程第15 議会運営委員会の閉会中の審査について

○議長（後藤篤人君） 追加日程第15、議会運営委員会の閉会中の審査についてを議題といたします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付したとおり閉会中の審査の申出がありました。

お諮りいたします。委員長から申出のとおり閉会中の審査に付することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（後藤篤人君） ご異議なしと認めます。

よって、委員長からの申出のとおり閉会中の審査に付することに決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議長（後藤篤人君） これで本日の日程は全部終了いたしました。
令和7年由仁町議会第2回臨時会を閉会いたします。
ご苦労さまでした。

◎閉会 午前10時59分

上記会議の次第は書記をして記載せしめたものであるが、その内容が正確なることを証するため、ここに署名する。

議 長 後 藤 篤 人

副 議 長 早 坂 寿 博

4 番 議 員 大 畠 敏 弘

5 番 議 員 野 市 裕 司